

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。
奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください。

2023年度

貸与奨学生のしおり(読替用)

第二種奨学金(海外)

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、
返還にあたっての注意などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

URL:<https://www.jasso.go.jp/>

奨学生のしおり対応表（第二種奨学金（海外）採用者向け）

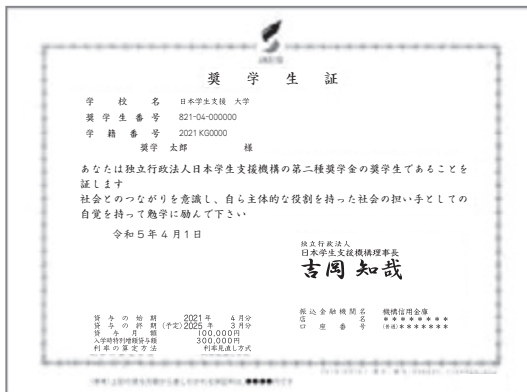
第二種奨学金（海外）採用者の方は、「令和5年度貸与奨学生のしおり」から一部内容を読み替えていただく必要があります。以下の対応表を基に、各資料の該当ページを確認してください。

令和5年度貸与奨学生のしおり 目次		第二種奨学金（海外） 採用者の方が読むページ	
		資料名	
		貸与奨学生の しおり	本資料
しおりについて		—	P1～P4
はじめに	1. 貸与奨学金制度	P4	—
	2. 貸与奨学生としての心構え	P4	—
	3. 注意事項	—	P5
第一部 貸与奨学金に 関わる制度	1. 保証制度	—	P6～P7
	2. 返還方式	P9～P12	—
	3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	P13～P14	—
第二部 貸与中の手続き	図解1 〈奨学生採用から貸与終了まで〉	—	P8
	1. 奨学生証	—	P9～P11
	2. 返還誓約書	—	P12～P28
	3. マイナンバーの提出	対象なし	
	4. 奨学金の振込み	P45～P46	—
	5. 奨学金の貸与月額の変更等	—	P29～P30
	6. 貸与中の異動(身分の異動、振込条件の変更)	—	P31～P40
	7. 貸与額通知(年に1度の借用金額等の確認)	—	P41～P42
	8. 奨学金継続願(年1回)	—	P43～P44
	9. 適格認定(奨学生としての適格性の確認)	—	P45～P46
	10. 進学する場合	—	P47～P49
	11. 特に優れた業績による返還免除	対象なし	
	12. 貸与終了時の手続き	—	P50～P52
第三部 返還	図解2 〈貸与終了から返還完了まで〉	—	P53
	1. 奨学金の返還	P73～P81	返還例P54～P55
	2. 個人信用情報機関の利用	P82～P84	
第四部 お知らせ	1. JASSO 災害支援金	P85	
	2. スカラネット・パーソナル	P86～P87	
	3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	P88	
	4. アンケートへの協力をお願い	P89	
第五部 資料	1. 2023 年度貸与月額一覧表	P90～P93	
	2. 機関保証制度の「保証委託約款」	P94	
	3. 機関保証制度の保証料(目安)	P95	
	4. 関係規程	P96	

貸与奨学生のしおりについて

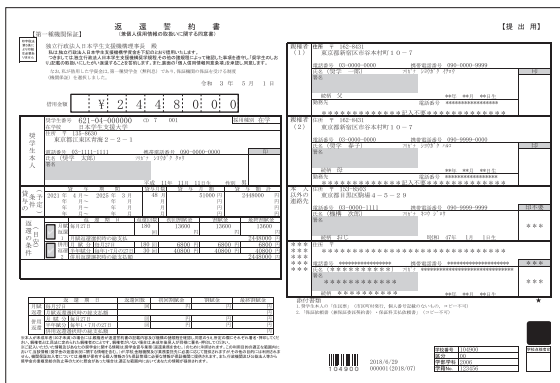
本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

奨学生証 (本資料9ページ)



←「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

返還誓約書 (本資料12ページ) ※機構が指定した期限までに必ず提出してください。



←「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

- ※下記の添付書類が必要です。
- ・あなたの住民票（原本）
 - ・連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
 - ・連帯保証人の収入証明書
 - ・保証依頼書

受け取る書類・提出する書類と時期

	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(本資料9ページ)	「返還誓約書」と添付書類(本資料12～28ページ)
毎年1回(11月～翌年1月頃)	「貸与額通知書」(本資料41～42ページ)	「奨学金継続願」(本資料43～44ページ)
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」(本資料50～52ページ)	「口座振替(リレー口座)加入申込書」のコピー(本資料50ページ)

- 書類は機構から国内連絡者（原則として、連帯保証人と同一の方）宛てに送付します。
- 返還誓約書は、機構の指定先へ提出してください。
- 奨学金継続願と口座振替（リレー口座）加入申込書のコピーは、本機構へ提出してください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

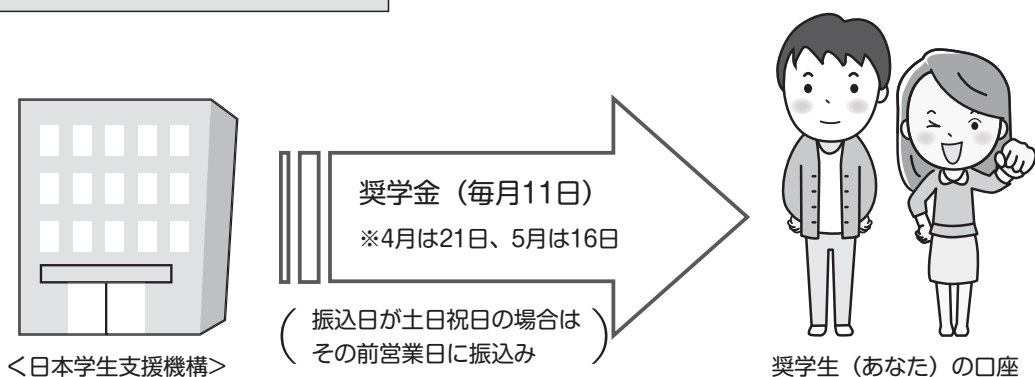
(貸与奨学生のしおり88ページ)

「私の返還はどうなるの？」シミュレーションしてみよう!

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方

(貸与奨学生のしおり45ページ)



奨学金は、あなた名義の普通預金(貯金)口座に振り込まれます。
振り込まれる金額 = 奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」

※奨学金を受け取れない例 (本資料33、34、36、39、45～46ページ)

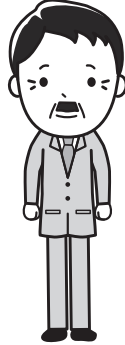
- ・休学中
 - ・卒業延期(留年) など
- 受け取れません

借りている間の変更

- 振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（本資料29ページ）
※一時的な増額・減額はできません。
- あなたや、あなたの奨学金借入れに関係する人の登録情報（氏名・住所：本資料32ページ、振込口座：貸与奨学生のしおり46ページ）の変更



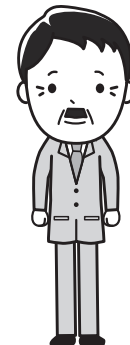
奨学生（あなた）



連帯保証人



保証人

本人以外の連絡先
(原則として、連帯保証人と同一の方)

- 休学・退学・編入学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合、予定より早期に卒業（修了）する場合、奨学金を途中で辞退する場合（本資料33～40ページ）

奨学金継続の手続き（毎年11月～翌年1月頃）（本資料43～46ページ）

- 「奨学金継続願」（あなたの1年間の収入・支出も報告）を郵送又はインターネットで提出
 ➡➡ 機構による成績などの審査 ➡➡ 次の年度の奨学金を借りられるかが決定されます。

奨学生（あなた）が
「奨学金継続願」を提出

機構による成績などの審査

- ※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。

借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

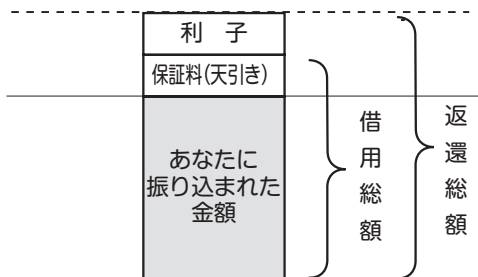
また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる奨学金の返還例は本資料54～55ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（貸与奨学生のしおり88ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

あなたが返還する金額 (本資料50～55ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座(振替用口座(リレー口座))から、毎月引き落とされます。



返還できないとき—救済制度 (貸与奨学生のしおり79～81ページ)

- ・ 毎月の返還金額を減額する (減額返還)
- ・ 返還を一時停止して先送りにする (返還期限猶予)
- ・ 在学中の返還を一時停止して先送りにする (在学猶予)

※救済制度を利用した場合も、返還総額は減るわけではなく、変更はありません。

また、返還期間が長くなったからといって返還総額(利子等)が増えることもありません。



収入が少ない
→減額返還



傷病で入院
→返還期限猶予



国内の専門学校で資格取得
→在学猶予

返還が難しい時は、救済制度の利用を検討してください!

※適用基準あり



3. 注意事項

■異動願等の手続き厳守

下記の事由が生じたら、すみやかに本機構に連絡のうえ手続きを行ってください。

- (1) 休学、退学、短縮卒業、早期修了、辞退、復学、卒業予定期延長
- (2) 短期大学から大学への編入学、短期大学から短期大学への編入学、大学から大学への編入学、大学院から大学院への編入学、ファンデーションコース・IBTから学部正規課程への進学
- (3) 学部・学科
- (4) 奨学生本人の改氏名・奨学金振込口座の変更
- (5) 奨学生本人の住民票住所の変更（海外住所の変更は届出不要）
- (6) 連帯保証人・保証人・国内連絡者の住所変更
- (7) 連帯保証人・保証人・国内連絡者の変更（改氏名含む）
- (8) 貸与月額の変更

■提出期限を守る

本機構が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがあります。

特に「返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに機構が指定する提出先へ提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又は写しを保管しておいてください。

■安全管理について

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」

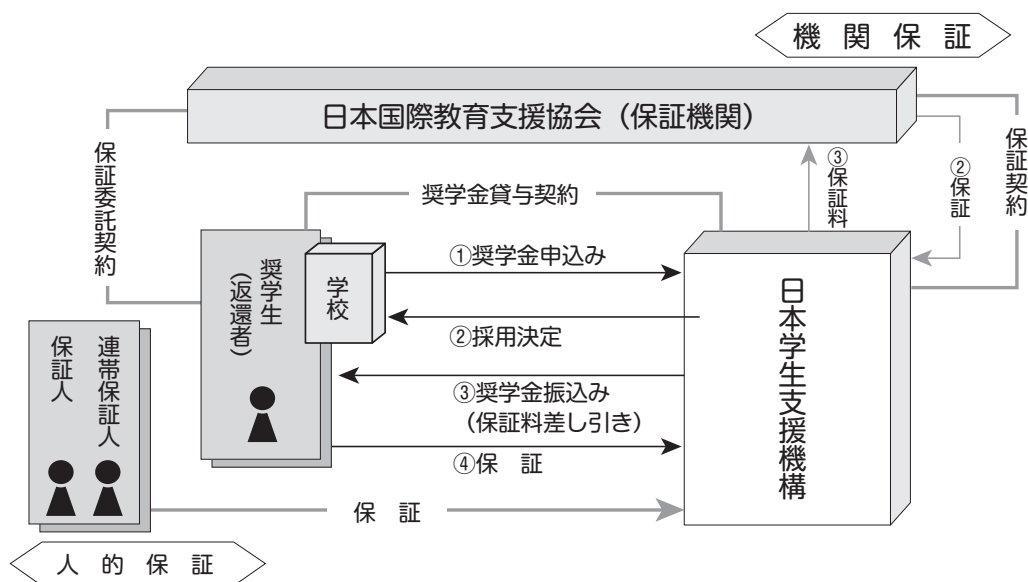
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

第一部 貸与奨学金に関する制度

1. 保証制度

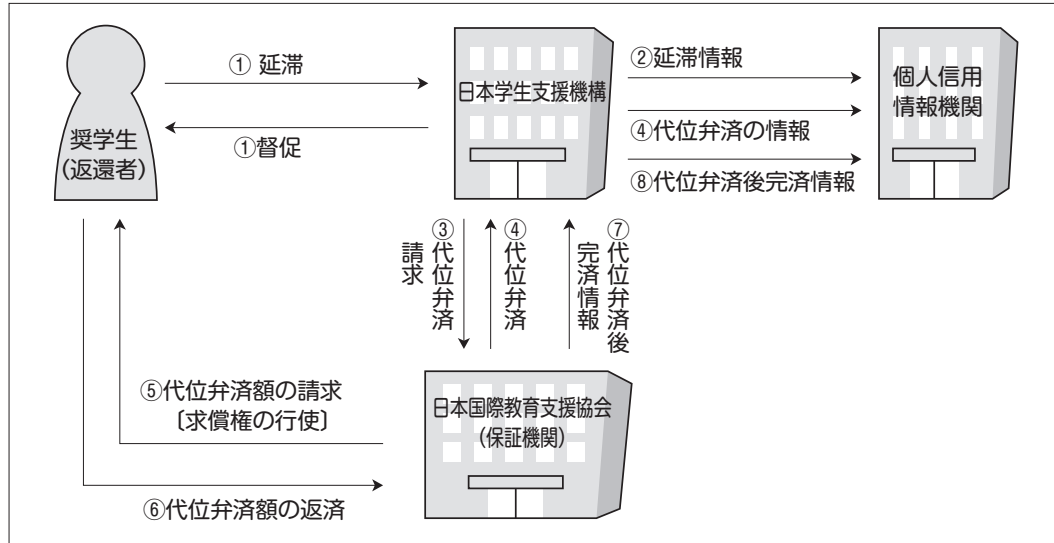
- 第二種奨学金（海外）を借りる際は、「機関保証」に加え、「人的保証」の両方の加入が必要となります。
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。
 なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。
 ≫ あなたや連帯保証人・保証人が奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたや連帯保証人・保証人に代わって保証機関が機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。
- 人的保証制度とは、あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。
 ≫ あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。
- 両方の保証を受けても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

1-1. 奨学金の申込みから返還まで



- ① あなた（申込書本人）が本機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③ 本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、本人の口座に振り込みます。
 ※奨学金から差し引いた保証料は、本機構が本人に代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます）

1-2. 奨学金の返還を延滞した場合




- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対して返還の催促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録される対象となります。
※催促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）、延滞金）を一括で請求します〔期限の利益の喪失〕。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還未済額（元金、利子（第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）、延滞金）を請求します〔代位弁済請求〕。
- ④保証機関（協会）が本人に代わり本機構へ債務を弁済します〔代位弁済〕。また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。
※保証機関（協会）は、機構が持っていた本人への債権を取得します。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します〔求償権の行使〕。
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的手続き（財産・給与の差し押さえ等）を行います。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供により本人の個人情報（代位弁済後完済情報）が個人信用情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 「進学届」又は「申込書」提出時の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、本機構へ申し出てください。なお、訂正・変更後に再発行はされません。



奨 学 生 証

学 校 名 日本学生支援 大学

① 奨 学 生 番 号 823-04-000000

学 籍 番 号 2023KGD0000

② 奨 学 太 郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の奨学生であることを証します

社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

令和 5 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
吉岡 知哉

<p>③ 貸 与 の 始 期 2023年 4月分</p> <p>④ 貸 与 の 終 期 (予定)2027年 3月分</p> <p>⑤ 貸 与 の 月 額 100,000円</p> <p>⑦ 入学時特別増額貸与額 300,000円</p> <p>⑧ 利率の算定方法 利率見直し方式</p>	<p>⑥ { 振込金融機関名 機構信用金庫</p> <p>{ 店 名 号 *****</p> <p>{ 口 座 番 号 (普通)*****</p>
---	---

⑨ (参考)上記の貸与月額から差し引かれる保証料は、●●●●円です

※見本は「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

① 奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります(奨学生番号のしくみは本資料 11 ページ参照)。

② 氏名

氏名が誤っている場合は、本機構に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

[旧字体の使用字体例] 吉→吉、祐→祐

③ 貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月(何年何月分から借りるのか)のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

④ 貸与の終期

貸与の終期とは、奨学金の終了年月(何年何月分まで借りるのか)のことです。「進学届」又は「申込書」に添付された「在籍証明書」に記載の卒業予定年月が貸与終期になります。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学、早期卒業等をした場合は貸与終了の手続きを行うことで、貸与の終期は早まります。

※短期大学、ファンデーションコース・IBT 等で奨学生として採用となった場合は、採用時に認められる貸与終期は、短期大学、ファンデーションコース・IBT 等の卒業(修了)予定年月までです。大学学部(正規課程)で奨学金の貸与を受けるには、所定の手続きが必要です。

⑤ 貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑥ 振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。振込口座の変更手続きは貸与奨学生のしおり 46 ページを参照してください。

⑦ 入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人は印字されています。

※10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれかです。

⑧ 利率の算定方法

あなたが選択した利率の算定方法が記載されています。

※「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれかです(貸与奨学生のしおり 13 ページ参照)。

※貸与中の一定期間まで変更できます(貸与奨学生のしおり 14 ページ参照)。

⑨ 保証料月額

第二種奨学金(海外)の貸与にあたっては、機関保証制度と人的保証制度の両方に加入しているため、機関保証の保証料月額が印字されています。

なお、保証料は、奨学金の種類(第二種奨学金)、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

貸与中に貸与月額の変更や貸与期間の変更があった場合には、保証料月額は変更となります。



●複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。



奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。(例: 823 - 04 - 000000)
①② ③ ④

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第二種奨学金	8	23	04	○○○○○○

①貸与種別 (1桁)

8 第二種奨学金
(有利子)

②採用年度 (2桁)

採用年度の西暦下2桁
例.2023年→23

③学種 (2桁)

02 短期大学
04 大学学部
06 大学院

④通し番号 (6桁)



2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、「進学届」又は「申込書」で記入した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、本機構に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

（1）返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

（2）返還誓約書の提出

本機構が指定する提出先へ定められた期限までに必ず提出してください。提出のない場合は、「返還誓約書未提出者」として採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（すでに振り込まれた奨学金全額を速やかに一括返金する必要があります）。



ポイント

- 署名・押印の不備、記入漏れ、添付書類の不足等がないよう、提出する前に十分に確認してください。
- 本機構の審査により不備が見つかった場合は、返還誓約書が返送されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間、奨学金の振込が止まることがあります。

（3）返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）が「進学届」又は「申込書」で届け出た情報に基づき、借入金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証及び人的保証）等が印字されています。印字内容に訂正・変更がある場合は、本機構に申し出てください。

（4）返還誓約書の提出期限

返還誓約書は採用月（初回振込月）の下旬（4月採用者は5月初旬）に国内連絡者宛に送付します。返還誓約書の提出期限は下表のとおりです。

採用月	返還誓約書送付	返還誓約書提出期限	採用月	返還誓約書送付	返還誓約書提出期限
4月	5月初旬	7月20日	10月	10月下旬	1月20日
5月	5月下旬	8月20日	11月	11月下旬	2月20日
6月	6月下旬	9月20日	12月	12月下旬	3月20日
7月	7月下旬	10月20日	1月	1月下旬	4月20日
8月	8月下旬	11月20日	2月	2月下旬	5月20日
9月	9月下旬	12月15日	3月	3月下旬	6月20日

※土日祝日の場合は、その後営業日になります。



【返還誓約書に記入する項目】

第二種奨学金(海外)の返還誓約書

返還誓約書 (個人信用情報の取扱いに関する同意書) 【提出用】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 独立行政法人日本学生支援機構奨学金手続の取り扱いいたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学金手続の取り扱いについて確認した事項を遵守し「奨学生のしおり」記載の取扱いに「返還」することを誓約します。また、貴機の「個人信用情報取扱承諾書」に同意します。
 ※24歳未満の学生は、第二種奨学金(海外)貸与であり、連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度(人的保証)を適用しません。

令和5年4月1日

借入金額

奨学生番号 822-04-000000 CD 7 001 採用種別 予約
 在学校 日本学生支援大学
 住所 〒162-8431 東京都新宿区山谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
 氏名(奨学生) 藤子 春子 2月 2日生

奨学生本人
 氏名(奨学生本人) あなた(奨学生本人)の署名
 住所 〒162-8431 東京都新宿区山谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
 氏名(奨学生本人) あなた(奨学生本人)の署名
 住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
 電話番号 03-0000-9999 携帯電話番号 090-9999-9999
 氏名(親権者) 明子
 住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
 電話番号 03-0000-9999 携帯電話番号 090-9999-9999
 氏名(親権者) 春子
 住所 〒162-8431 東京都新宿区山谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
 氏名(本人以外の連絡先) あなた(奨学生本人)の署名

返済の条件
 返済期間 2022年4月～2026年3月 48回 元金 51000円 元金総額 2448000円
 返済方法の選択
 ① 毎月返済(元金均等返済) 元金 10600円 元金総額 508800円
 ② 毎月返済(元金均等返済) 元金 10600円 元金総額 508800円
 ③ 毎月返済(元金均等返済) 元金 10600円 元金総額 508800円

交付書照
 1. 奨学生本人の「在学照」(市区町村発行、個人番号記載のないもの、コピー不可)
 2. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 4. 保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)

学校番号 1015000
 区分 00
 学籍番号 7006
 学籍別 123456

第一部 貸与中の手続き

2-2. 親権者・後見人

- (1) 親権者
 民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は1人となります。
- (2) 後見人
 民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合に法定代理人となる人を指します。

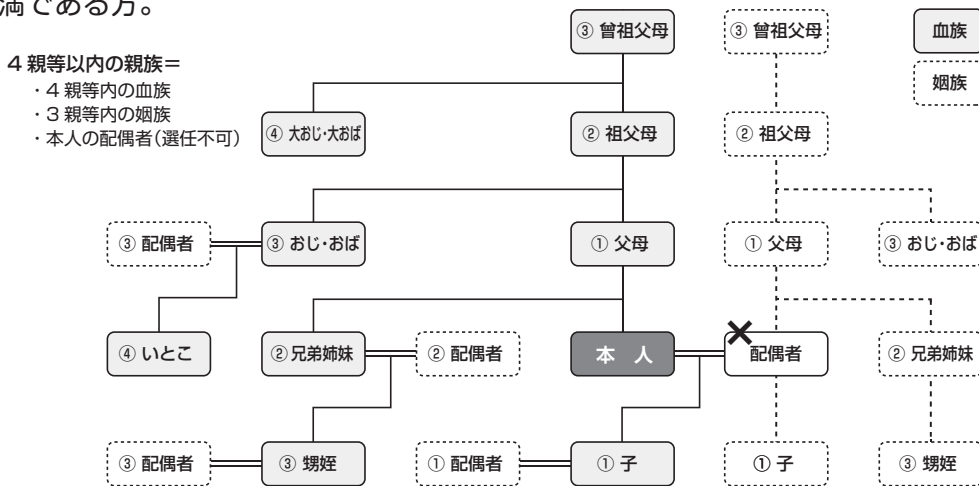
2-3. 連帯保証人・保証人の選任条件

- (1) 連帯保証人
 奨学金の返還についてあなた(奨学生本人)と同等の責任を負い、あなた(奨学生本人)が返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。
 次の条件すべてを満たす必要があります。
- ①あなた(奨学生本人)が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)。
 - ②あなた(奨学生本人)が成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない場合は、あなた(奨学生本人)の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族。
 - ③返還誓約書の誓約日時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
 - ④学生でない方。
 - ⑤あなた(奨学生本人)の配偶者・婚約者でない方。
 - ⑥債務整理中(破産等)でない方。
- ②貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなた(奨学生本人)が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

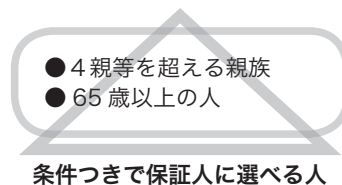
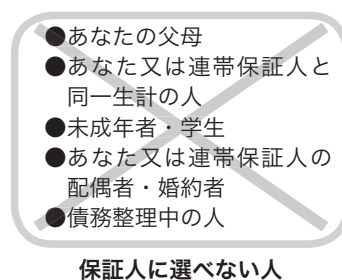
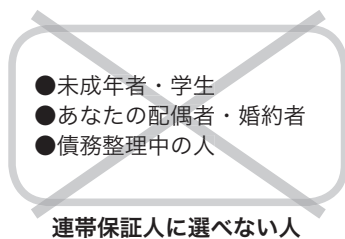
(2) 保証人

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「分別の利益」（保証人の返還すべき金額が、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。次の条件すべてを満たす必要があります。

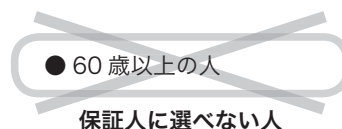
- ①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計の方。
- ②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族の方。
- ③返還誓約書の誓約日時点で65歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満である方。
- ④返還誓約書の誓約日時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ⑤学生でない方。
- ⑥あなた（奨学生本人）又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- ⑦債務整理中（破産等）でない方。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。



【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】



【貸与終了時にあなたが満45歳を超える場合】この人も選べません。



〔年齢について〕

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律(明治35年12月2日法律第50号)」によります。

2-4. 連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば2-3.(1)②、保証人ならば2-3.(2)②の条件だけを満たさない場合、借用予定総額(保証人は借用予定総額の3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の(ア)(イ)いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額(保証人は借用予定総額の3分の1)の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」(本資料25ページ参照。コピーして使用可)及び資産等に関する証明書類の提出があること。

(ア) 源泉徴収票 : (給与所得者) 年間収入 \geq 320万円
確定申告書(控) : (給与所得者以外) 年間所得 \geq 220万円

※年金収入は給与として取り扱います。

※給与所得者のうち給与収入以外の所得もある者については、年間所得金額(年間所得 \geq 220万円)により判断してください。

※直近の源泉徴収票、確定申告書(控)は直近の所得証明書に代えることができます。

(イ) 預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等(評価額の分かるもの)

: 預貯金残高+評価額 \geq 借用予定総額(保証人は借用予定総額の3分の1)

※(ア)(イ)複合の場合は、「返還保証書」(本資料25ページ参照)の4.のⅢにより判断してください。

※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等(評価額の分かるもの)は返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを添付してください。

また、保証人の(2)③の条件だけを満たさない場合、「保証人の選任に係る事情書」(本資料27ページ参照。コピーして使用可)の提出により、65歳以上の人を選任することができます。

なお、連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人の選任が必要となります。

2-5. 返還誓約書記入上の注意(記入例は本資料17~20ページ参照)

(1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。

(2) 署名について

- ①あなた(奨学生本人)、親権者・未成年後見人(あなた(奨学生本人)が未成年者の場合)、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先(原則として連帯保証人と同一の方)の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。
- ②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認のうえ、あなた(奨学生本人)が署名してください。



ポイント

- 返還誓約書に印字された日付時点で未成年の場合は、親権者欄は父母ともに署名が必要です。
- 親権者欄の印字が一方のみの場合は、本機構に申し出てください(父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません)。

③連帯保証人・保証人の署名は、印鑑登録証明書のとおり署名してください。

返還誓約書には「進学届」又は「申込書」で届け出た情報が印字されています。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書の氏名の表記が旧字体の場合は、下記のとおり旧字体で署名してください。返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。



ポイント

- 住民票や印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで表記されている場合は、表記のとおりアルファベットで署名してください。また、住民票氏名がアルファベット、漢字、通称(カナ氏名)で併記されている場合は、いずれかの表記のとおり署名してください。

(3) 押印について

- ①あなた（奨学生本人）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年者の場合）、本人以外の連絡先は、押印不要です。
- ②連帯保証人・保証人の印（実印）は、朱肉で鮮明に押してください。

(4) 続柄について

- ①続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(5) 訂正方法について（本資料19～20ページ参照）

- ①記入を誤った場合は、その該当欄の人物が訂正する必要があります。
- ②訂正する項目（氏名、住所等の単位で）を二重線で消して、その該当欄の人物が使用した印を二重線の上に押し、その直近で、かつ当該者欄内に正しい事項を記入してください。各欄内での訂正が難しい場合は、本機構に申し出てください。



ポイント

- 一度書いた文字の上から重ねて記入する「なぞり書き」や、書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は認められません。

【記入上の注意】

- 消せるボールペンは使わない
- ハンコは朱肉で押す（はっきりと!）
※スタンプ印・ゴム印は不可
- 続柄 その他（ ） ← （ ）内を記入してください。
（例：大おじ・大おば・知人 等）

【書き間違ってしまったら？】

- ①本人欄の訂正はあなた本人が、親権者欄の訂正は親権者が、連帯保証人欄の訂正は連帯保証人が、保証人欄の訂正は保証人がします。 ※代筆は不可です。
- ②誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消します。
- ③訂正する人の印を二重線上に押します。
※連帯保証人・保証人は、実印を押してください。
- ④その欄の中に、改めて正しく記入してください。
※欄の中に正しく記入できるだけのスペースがない場合は、本機構に申し出てください。

認められない例

- ✕ なぞり書き
（一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする）
- ✕ 一部分だけの修正 ・修正液、修正テープの使用
- ✕ 紙を削る ・上から紙を貼る

記入例

●各自が署名・押印してください。

1 奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

- 貸与種別
第二種(海外留学)：有利子
- 保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

2 誓約日

- ・本機構で「進学届」又は「申込書」を審査した年月日を示します。

3 借入金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

4 奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は住民票(又は除票)に記載された住所です。

5 署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください。
(住民票氏名が旧字体で表記されている場合は、表記のとおり旧字体で署名。外国籍の方で、住民票氏名がアルファベットで表記されている場合は、表記のとおりアルファベットで署名。また、住民票氏名がアルファベット、漢字、通称(カナ氏名)で併記されている場合は、いずれかの表記のとおり署名)。

6 貸与の条件(予定)

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金に併せて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

7 返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

① 返還誓約書 (兼個人情報取扱いに関する同意書)
 独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用いたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報取扱い同意事項」を承認し、同意します。
 なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金(利息付)であり、保証機関の保証(機関保証)並びに連帯保証人並びに保証人の保証(人的保証)を受けます。

令和 5 年 4 月 1 日

③ 借入金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0

④ 奨学生番号 823-04-000000 CD 7 001 採用種別 予約

在学学校 大学(海外)
 住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
 氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガク タロウ
 署名 ⑤ 奨学 太郎
 平成 16 年 11 月 11 日生 性別 男

貸与の条件(予定)	貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2023年4月～2027年3月	48月	50000円	2400000円	
2023年4月～2027年3月	48月	50000円	2400000円	
2023年4月～2027年3月	48月	50000円	2400000円	
2023年4月～2027年3月	48月	50000円	2400000円	

返還の条件(目安)	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還1	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
月賦返還1	月賦返還選択時の総支払額(利子込み)				3018568円
併用返還2	月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
併用返還2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
併用返還2	併用返還選択時の総支払額(利子込み)				3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
 注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%(総額貸与部分は、年3.2%)で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考]令和 年 月貸与終了者に実際に適用された利率(年 %、増額貸与部分は年 %)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	13440円	13440円	13473円
月賦返還	月賦返還選択時の総支払額(利子込み)				2419233円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6720円	6720円	6690円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40322円	40322円	40361円
併用返還	併用返還選択時の総支払額(利子込み)				2419269円

※本人が未成年者(20才未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に署名・押印してください。
 ※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。
 選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

第一部 貸与中の手続き

(同一筆跡・同一印は不可)

【提出用】

① 連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-0000	実印
	氏名(奨学 一郎) 署名 ⑦ 奨学 一郎	フリガナ ショウガク イチロウ	一奨郎学
② 続柄 父	51年 2月 2日生	勤務先 (株) 奨学機構 電話番号 03-0000-9999	
	⑧		
③ 保証人	住所 〒 153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999	実印
	氏名(機構 明子) 署名 ⑦ 機構 明子	フリガナ キコウ アキ	明機子構
② 続柄 おば	58年 4月 4日生	勤務先 (有) 機構商店 電話番号 03-0000-1234	
	⑧		
④ 親権者 (2)	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-1111	印不要
	氏名(奨学 春子) 署名 ⑦ 奨学 春子	フリガナ ショウガク ハルコ	***
② 続柄 母	**年 **月 **日生		
	⑧		
⑤ 本人 以外の 連絡先	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-0000	***
	氏名(奨学 一郎) 署名 ⑦ 奨学 一郎	フリガナ ショウガク イチロウ	***
② 続柄 父	昭和 51年 2月 2日生		
	⑧		

添付書類

- ⑥
1. 奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号記載のないもの、コピー不可)
 2. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 3. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可)(例:源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書類等)
 4. 保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 5. 保証依頼書(兼保証委託契約書)

⑥ 添付書類

・あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

⑦ 署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書の氏名が旧字体で表記されている場合は、表記のとおり旧字体で署名)。
・外国籍の方で、印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで表記されている場合は、表記のとおりアルファベットで署名。また、印鑑登録証明書の氏名がアルファベット、漢字、通称(カナ氏名)で併記されている場合は、いずれかの表記のとおり署名。

⑧ 勤務先

・無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・印鑑は各自のもの(連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印))を使用し、朱肉で鮮明に押ししてください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、機構へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は次のページを参照してください。

① 連帯保証人

- ・「進学届」又は「申込書」で記入した連帯保証人(あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者(1))の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

② 続柄

- ・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

③ 保証人

- ・「進学届」又は「申込書」で記入した保証人の情報が印字されています。
- ・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

④ 親権者(2)

- ・あなたが未成年の場合は、「進学届」又は「申込書」で記入した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。押印は不要です。

⑤ 連絡先

- ・「確認書兼個人情報取扱に関する同意書」で届け出た国内の連絡者の情報が印字されています。押印は不要です。

※本ページの返還誓約書(見本)は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

訂正例

●署名・押印・印字の訂正方法

【奨学生情報】

印字氏名
 奨学生：奨学 太郎
 連帯保証人：奨学 一郎
 ・親権者(1)
 保証人：機構 明子
 親権者(2)：奨学 春子

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人・親権者(1)欄に誤って親権者(2)「奨学 春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q3) 押印が不鮮明になってしまいました。またその印と押印し直した印が重なってしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q4) 保証人欄に誤って別人が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q5) 「進学届」又は「申込書」提出時に勤務先の電話番号を誤って記入してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。

Q1の訂正方法

- ・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で消し、直近の余白に正しい氏名を記入してください。
 - ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名してください。
 - ・「改氏名届」を本機構に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込みができない場合がありますので注意が必要です。

印字税法
 第5条に
 より印紙
 は必要あ
 りません

【第二種海外留学】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学資金を下記のとおり借用いたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金(利息付)であり、保証機関の保証(機関保証)並びに連帯保証人及び保証人の保証(人的保証)を受けます。

令和 5 年 4 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号 823-04-000000	CD 7 001	採用種別 予約
	在学学校 大学(海外)		
	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-0000-0000	
氏名 (奨学 太郎)	フリガナ ショウガク タロウ		
署名	奨学 太郎		
	平成 16 年 11 月 11 日生 性別 男		

印字税法
 第5条に
 より印紙
 は必要あ
 りません

【第二種海外留学】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学資金を下記のとおり借用いたします。
 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金(利息付)であり、保証機関の保証(機関保証)並びに連帯保証人及び保証人の保証(人的保証)を受けます。

令和 5 年 4 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号 823-04-000000	CD 7 001	採用種別 予約
	在学学校 大学(海外)		
	住所 〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	電話番号 031-000-0000	携帯電話番号 090-0000-0000	
氏名 (奨学 太郎) 市谷太郎	フリガナ ショウガク タロウ シヤクタロウ		
署名	市谷太郎		
	平成 16 年 11 月 11 日生 性別 男		

連帯保証人者 (1)	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	実印
	氏名 (奨学 一郎) 父 署名 奨学 一郎	続柄 父	昭和 51年 2月 2日生	奨学 一郎 春奨 子学
保証人	住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	電話番号 03-0000-1111	携帯電話番号 090-9999-9999	実印
	氏名 (機構 明子) 男 署名 機構 明子	続柄 おば	昭和 58年 4月 4日生	明機 子構
親権者 (2)	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-1111	印不要
	氏名 (奨学 春子) 母 署名 奨学 春子	続柄 母	**年 **月 **日生	***
本人 以外の 連絡先	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	印不要
	氏名 (奨学 一郎) 父 署名 奨学 一郎	続柄 父	昭和 51年 2月 2日生	***

添付書類

1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
2. 連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) (例: 源泉徴収票, 市区町村発行の所得証明書等)
4. 保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
5. 保証依頼書(兼保証委託契約書)

「返還誓約書記載事項訂正届」は必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに本機構へ申し出てください。

Q2の訂正方法

【署名の訂正】

- ・二重線で消し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した実印を訂正印として二重線の上に押印してください。
- ・署名可能な欄内に再度署名してください。
- ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。

【押印の訂正】

- ・誤って署名した人物の印を二重線で消し、その直近で、かつ、当該者欄内に訂正・変更した人物の印を押印してください。

Q3の訂正方法

- ・いずれも二重線で消し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

- ・姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
- ・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押印しています。

【誤った訂正例】

機構 ~~機構男~~
明子

Q5の訂正方法

【印字の訂正】

- ・返還誓約書に印字されている訂正部分を二重線で消し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい情報を記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」(所定の用紙)にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。



2-6. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。なお、書類はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

添付書類
1. 市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」(コピー不可、マイナンバーの記載のないもの)
2. 「保証依頼書(兼保証委託契約書)」(コピー不可)
3. 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可)
4. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可、マイナンバーの記載のないもの、1年間の収入が分かるもの)
5. 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可)



ポイント

①住民票及び印鑑登録証明書は、返還誓約書に印字された誓約日からさかのぼって3か月以上前に発行されたものは無効となります。

②連帯保証人の「収入に関する証明書類」は、次のいずれかを添付してください(コピー可)。

○収入に関する証明書類(※提出時において最新の証明書類)

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得 (給料・賃金・役員報酬等)	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外(自営業等)	確定申告書(控)[税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は、「確定申告書B」 に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」 または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書(控)の提出ができない場合	納税証明書(その2)	税務署
年金 (恩給・老齢年金・遺族年金等)	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定(変更)通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」や「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、本機構へ申し出てください。

④連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」(様式は本資料25ページ参照。コピーして使用可)と資産等に関する証明書類(本資料15ページ参照)を提出してください。

⑤保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「保証人の選任に係る事情書」(様式は本資料27ページ参照。コピーして使用可)を提出してください。

⑥海外転出の手続済で「住民票」が提出できない場合は、国内最終住所地の市区町村役場で発行される「住民票の除票」(コピー不可、マイナンバーの記載のないもの)を提出してください。

「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

- ①本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）
※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票 1/1

氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日
					平成 年 月 日 転入 平成 年 月 日 転出
住所					
本籍 前住所					
備考					

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日 公印

- ②保証依頼書（兼保証委託契約書）
（記入方法、詳細は本資料23-24ページをご覧ください）

保証依頼書(兼保証委託契約書)

公印欄表示人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 5 年 4 月 1 日

私は、設立行役員（以下「機構」という。）の奨学金の貸付を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の申し込みと奨学金申込書の記載内容が正確であることを保証する旨（返還）について保証することを要約記載の保証委託契約に同意し、以下の【保証事項】を承認したため、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に承諾します。

【保証事項】

- ・協会は、本人（住所）の世帯主（以下「世帯主」という。）の世帯に在り、毎月の貸付は、自ら必要な額を控除している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある（貸付金を支払うことで返還が免除されることはない。）。
- ・協会の保証が認めない場合、返済滞り（長期滞り、返却期間満了）がある。
- ・協会の保証が認めない場合、私の代わりに協会の保証に同意する者が（これを代表弁済者という）、その保証は協会が認めることを要約記載の保証委託契約に同意し、以下の【保証事項】を承認したため、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に承諾します。
- ・代表弁済者が行われるまでの間は、協会の保証が認めない場合、返却情報が登録された貸付カードや住宅ローン等の利用に、より厳しい条件を課せられることがある。

本	入学学校名	学部・学科	専攻・専攻
	エービーシー	経済学	英語学
	英語専攻	ABC University	
	国・地域名	アメリカ	
人	通学生番号	××××××××××××××××	
身	フリガナ	ケンヂ、ケンヂ、ケンヂ	生年 月 日
	本人氏名	奨学太郎	XX年 XX月 XX日
	住民票の住所	東京都新宿区市谷本村町10-7	080 (0000) 0000

私は、保証書の締結を承諾し、機構に対して保証委託を行なうことでも同意し承諾します。

保証書の氏名 **奨学太郎** 生年 月 日 XX年 XX月 XX日
住所 東京都新宿区市谷本村町10-7 080 (0000) 0000

私は、保証書の締結を承諾し、機構に対して保証委託を行なうことでも同意し承諾します。

保証書の氏名 **機構 明子** 生年 月 日 XX年 XX月 XX日
住所 東京都目黒区駒場4-5-29 090 (0000) 0000

（学校使用用）
学 校 番 号 区 分

（機構・協会用） (2023.04)

- ④収入に関する証明書類（連帯保証人、コピー可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支 払 住 所 又 は 居 所 を 受 け る 者	氏 名	(受給者番号) (フリガナ)	(役職名)	種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与					円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	円 百 万 千 百 十 円
有 無	有 無	特 定 老 人 人 従 人 人	特 別 其 他 人 従 人 人	円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円	円 百 万 千 百 十 円	
備考) 住宅借入金等特別控除可能額					円 国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得	円
							個人年金保険料の金額	円
							住民税非課税控除の金額	円

- ⑤印鑑登録証明書（保証人、市区町村で発行されるもの、コピー不可）
市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所	番 方	番 地 方
	氏 名	年 月 日 生	

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

- ③印鑑登録証明書（連帯保証人、市区町村で発行されるもの、コピー不可）
市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所	番 方	番 地 方
	氏 名	年 月 日 生	

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

※見本は「貸与奨学生のしおり」作成時点のもので、ご了承ください。

●保証依頼書(兼保証委託契約書)の記入方法

(機構・協会用)

(第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)
第二種奨学金(海外))

保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 5 年 4 月 1 日

(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与(返還)について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に委託します。

【確認事項】

- ・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸与額は、真に必要な額を選択している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある(保証料を支払うことで返還が免除されることはない)。
- ・奨学金の返還が困難な場合、救済制度(減額返還、返還期限猶予)がある。
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機構に対し返済する(これを代位弁済という)、その後私は協会に対しその分を返済しなければならない。
- ・代位弁済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

本	入学学校名		学部・研究科	学科・専攻
	日本語表記	エービーシー	英語学	英語学
	英語表記	ABC University		
	国・地域名	アメリカ		
人 (自署)	奨学生番号	××××××××××××		
	フリガナ	ショウガク タロウ	生年月日	(平成・昭和) XX年XX月XX日
	本人氏名	奨学太郎	生年月日	XX年XX月XX日
	住民票の住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7 電話(自宅 携帯) 080(0000)0000		

※本人が自署して下さい。

私は、返還誓約書の連帯保証人として、機構に対して保証債務を履行したときであっても協会に対し求償しません。

返還誓約書の 連帯保証人 (自署)	氏名	奨学一郎	生年月日	(平成・昭和) XX年 XX月 XX日
	住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7 電話(自宅 携帯) 03(0000)0000		

※返還誓約書で選任した連帯保証人が自署して下さい。

私は、返還誓約書の保証人として、機構に対して保証債務を履行したときであっても協会に対し求償しません。

返還誓約書の 保証人 (自署)	氏名	機構 明子	生年月日	(平成・昭和) XX年 XX月 XX日
	住所	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 電話(自宅 携帯) 090(0000)0000		

※返還誓約書で選任した保証人が自署して下さい。

(注) この保証依頼書については、返還誓約書と同時に機構に提出してください。

本書にご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が行う奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

(学校使用欄)

学校番号	区分

(機構・協会用) (2023.04)

※見本は「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

第一部 貸与中の手続き

①

②

③

●保証依頼書（兼保証委託契約書）の記入上の注意

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた（奨学生本人）及び親権者・後見人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名してください。
- (3) 記入を誤った場合は、該当部分を二重線で消して各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は住民票住所を記入してください。本人欄に海外住所・海外電話番号・携帯電話番号を記入しないよう注意してください。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び欄外（注）を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名後、「機構・協会用」を提出してください。

（左ページ解説）

- ① 返還誓約書の借入金額欄右上に印字されている年月日（奨学生誓約年月日）をあなた（奨学生本人）が記入してください。
- ② あなた（奨学生本人）の記入・署名は1箇所です。
住所は住民票住所を記入してください。
- ③ 連帯保証人・保証人、それぞれの記入・署名が必要です。住所は印鑑登録証明書に印字されている住所を記入してください。

奨学生本人も含め代筆不可

このページをコピーして使用してください。

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

令和 年 月 日

(①返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の3分の1)を確実に保証します。

氏 名

 (② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)



生年月日 年 月 日生

 (③ 当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人との関係

 (④ 続柄を記入)

1.奨学生氏名	2.奨学生番号	3.奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤奨学生本人の氏名を記入)

(⑥奨学生番号を記入)

(⑦奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書, 年金額改定通知書(支払金額のわかるもの, 直近のもの) 等
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの, 直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の3分の1)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの。 ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	$Iの金額 + (IIの金額 \div 16) \geq$ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

第一部 貸与中の手続き

●返還保証書の記入例

返還誓約書に印字された日付を記入してください。

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)がすべての項目を記入してください。

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合に、提出する必要があります。
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返 還 保 証 書

令和 **XX** 年 **4** 月 **1** 日

(①返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1.の「奨学生本人が」借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の3分の1)を確実に保証します。

氏 名	奨学 五郎	実印 五奨郎学
(② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)		
生年月日	昭和XX 年 4 月 25 日生	奨学生本人との関係 知人
(③ 当該人物の生年月日を記入)		(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨学 太郎	8XX - 04 - XXXXXX	平成XX 年 11 月 11 日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI)

区 分	金 額
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	350 万円 ※1万円未満は切り捨て
I 給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
III IとIIを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て

- 提出可能・不可の証明書類例
(全てコピー可、マイナンバーの記載のないもの)
- I
- 所得証明書
 - 源泉徴収票
 - 年金振込通知書、年金額改定通知書
 - 年収見込証明書
 - 確定申告書(控)(税務署の受付印があるもの)
※電子申告を行った場合は、受付日時が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付
 - 特別徴収税額決定通知書(通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可)
 - × 給与明細
- II
- 預貯金残高証明書(預貯金額)
 - 固定資産評価証明書(土地・不動産評価額)
※(資産が共有名義の場合)持分割合の記載が無いものは不可
持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」(法務局にて取得)等、持分割合が明記されている書類の添付が必要
 - 取引残高報告書(有価証券残高)
 - × 通帳のコピー

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

保証人の選任に係る事情書

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が定める条件の保証人（奨学生本人の4親等以内の親族で、かつ65歳未満の者）をやむを得ない事情により、選任することができません。

この度、保証人として65歳以上の者を選任するにあたり、下記①～③について承諾しましたので、私の署名及び連帯保証人の署名・押印のうえ、本紙を提出します。

記

- ①現在、機構が保証人の選任として、定める条件である奨学生本人の4親等以内の親族で、かつ65歳未満の保証人の選任ができませんが、私と連帯保証人で責任を持って返還していきます。
- ②今後、適任者を選任できる状態になった場合は保証人を選任し直す手続きを速やかに行います。
- ③保証人の変更の事由が生じた場合は必ずほかの適任者を選任します。

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(奨学生番号： _____)

奨学生本人署名 _____

連帯保証人署名 _____

実印

2-7. 返還誓約書提出前チェックリスト

※返還誓約書を本機構に提出する前に、下記の項目を確認してください（□にチェックを入れてください）。

返還誓約書提出前にチェックしよう

＜返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）の記入について＞

- 奨学生本人・連帯保証人・保証人・連絡者欄は各自が署名しているか。
- 署名は証明書類（住民票・印鑑登録証明書）のとおり署名しているか。
(本資料15ページ参照)
- 奨学生本人が未成年の場合、親権者欄に各自が署名しているか。
- 印が鮮明に押されているか。
- 連帯保証人・保証人は実印を押しているか（返還誓約書のみ）。
- 保証依頼書の申込日には、「返還誓約書」に印字されている誓約年月日を記入しているか。
- 保証依頼書の奨学生番号は「返還誓約書」に印字されている奨学生番号を記入しているか。
- 訂正方法は適切か（本資料16、19～20ページ参照）。

＜提出物のチェックについて＞

- 添付書類は揃っているか（本資料21ページ参照）。
- 返還誓約書の印字内容に訂正がある場合、「返還誓約書記載事項訂正届」があるか。
- 保証人に65歳以上の者を選任した場合、「保証人の選任に係る事情書」があるか
(本資料27ページ参照)。
- 保証人に4親等以内の親族以外の者を選任した場合、「返還保証書」及び「資産等に関する証明書」があるか（本資料25～26ページ参照）。



5. 奨学金の貸与月額の変更等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」(貸与奨学生のしおり88ページ参照)を活用してください。

5-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 第二種奨学金の貸与月額

大学学部・短期大学	2万円～12万円(1万円単位)
大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

(2) 第二種奨学金の月額変更(増額・減額)

第二種奨学金は必要が生じたときに月額の変更ができます。「【海外】貸与月額変更願」を機構ホームページからダウンロードして本機構に提出してください。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き>第二種奨学金(海外)在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_2shu.html

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限り、計画的に貸与を受けるようにしてください。

(3) 貸与月額変更時の留意点

貸与月額を変更するには、返還誓約書の審査が完了している必要があります。

貸与月額を増額する場合は、「希望する増額始期」には機構への提出月以降を記入してください。連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

減額の場合は「年度内の本人の希望する月」までさかのぼっての変更が可能です。減額を伴う月額変更の始期が最終振込月よりさかのぼる場合には、すでに振込超過となっているため、月額変更を処理した月に振込超過分と新月額とを相殺して振り込みます。したがって精算額によっては、振込みのない月が生じる場合があります。また、翌年度以降まで振込超過となるような減額は認められません。

○ 「貸与月額変更願」の最終提出期限

該当者	最終提出期限
3月で貸与終了となる者	貸与終了年度の1月10日
その他の者	貸与終了月の前月10日
年度の最終提出期限	2月10日

(4) 保証料

貸与月額が増減により、保証料が変更となります。（貸与奨学金のしおり95ページ参照）。

月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

入学時特別増額貸与奨学金

	選択できる金額
入学時に申込み可能	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円

※入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、基本月額の利率に0.2%上乗せした利率です（貸与奨学生のしおり14ページ参照）。

5- 2. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本機構の奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。



6. 貸与中の異動（休学、退学、早期卒業、編入学等の身分の異動、振込条件の変更）

- 異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、休学による休止、退学、早期卒業（修了）による辞退、編入学、国内連絡者の住所変更等があります。事由ごとに所定の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードして必要事項を記入の上、本機構へ提出してください。
- 海外に留学しているあなた（奨学生本人）から本機構への届け出となりますので、異動が生じる場合は、2か月程度の余裕をもって手続きするようにしてください。
- 休学、退学、早期卒業（修了）等が発生した月以降に振り込まれた奨学金は、返金しなければなりません。振込超過が発生しないように、異動が判明したら、電話で早急に本機構へ連絡し、振込の中断（保留）を依頼してください。

6.貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ
6-1	改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更	32
6-2	休止（休学する時、同一学種の他の学校へ編入学する時等）	33
6-3	奨学金交付の復活	34
6-4	退学、辞退（早期卒業（修了）する時等）	34
6-5	休学、退学、早期卒業等の後に振り込まれた奨学金の返金手続き	35
6-6	転学部（科）する時の手続き	36
6-7	編入学する時の手続き	36
6-8	貸与終期訂正の手続き（ファンデーションコースから学部正規課程へ進学する時等）	39
6-9	貸与期間延長の手続き	40

※異動に関する願・届（様式）は本機構ホームページに掲載しています。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き>第二種奨学金（海外）在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_2shu.html

※「利率の算定方法」の変更は、貸与奨学生のしおり14ページを参照してください。

6-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「【海外】改氏名・奨学金振込口座変更届」を本機構へ提出してください。
なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

本人（住民票住所）、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合は、至急、「【海外】住所変更届」を提出してください。「住所変更届」により転居の届け出を行わないと、奨学金の貸与に必要な書類が届かないなど不利益が生じることがありますので注意してください。

※勤務先のみの変更の場合は、貸与終了後に手続きを行ってください。

(3) 連帯保証人・保証人の変更

返還誓約書提出時に、「進学届」又は「申込書」で届け出た連帯保証人及び保証人を変更する場合は、返還誓約書等の書類を訂正することで変更できます。

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、次の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ① 「【海外】連帯保証人・保証人等変更届」
- ② 「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」
- ③ 新連帯保証人・新保証人の「印鑑登録証明書」
- ④ 新連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可）

※変更予定の新連帯保証人・新保証人が本資料13～15ページの選任条件を満たしていることを確認してください。必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。また、事前に新連帯保証人・新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

(4) 国内連絡者の変更

国内連絡者は、原則として連帯保証人と同一人物を選任しますが、連帯保証人を含め家族全員が国外在住となり国内連絡先住所に郵便が届かないような場合は、国内連絡者を変更する必要があります。

「【海外】連帯保証人・保証人変更届」の本人欄及び国内連絡者欄を記入し、提出してください。

6-2. 休止（休学する時、同一学種の他の学校へ編入学する時等）

（1）休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）する場合は、奨学金の交付を止めなければなりません。これを「休止」といいます。休学する場合は、休学する月の前月10日までに、休止の「【海外】異動願(届)」等、下記の書類を本機構へ提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。

また、同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校に編入学する際にも、従前の学校の最終在籍年月をもって、奨学金を「休止」する必要があります。同一学種の学校への編入学にあたり従前の学校を退学する際は、下記の書類を退学する月の前月10日までに本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ①「【海外】異動願(届)」(休止)
- ②休学前（編入学の場合は従前の学校）の最終在籍年月が記載された学校発行の証明書（在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのものも可）（日本語訳添付）
- ③休学する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー（大学ホームページ等より取得、日本語訳添付）



ポイント

- 修業年限中に休学する場合は、必ず休学前に連絡し、振込みを中止しなければなりません。
- 手続きが遅れ、休学後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、すみやかに本機構に返金しなければなりません。休学する月の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。

（2）長期にわたる休止

- ①休止が2年以内に終わった場合は、次ページで説明する「復活」の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。
- ②休止が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止が連続して2年を超える場合も同様です。その場合は、「【海外】異動願(届)」の「辞退」欄に記入し、本機構に提出してください（本資料34ページ参照）。また、「辞退」の手続き完了後に機構から送付される「返還のてびき」等の案内に従って、奨学金を返還するための振替口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。

（3）単位認定のないインターンシップのみを受講する場合の取扱い

奨学金の貸与は継続できませんので「休止」又は「辞退」の手続きを行う必要があります。本機構に連絡し、手続きの方法について相談してください。

6-3. 奨学金交付の復活

「休止」が2年以内に終わり、学校に復学後、「【海外】異動願(届)」により願出があったときは、審査のうえ奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校に編入学した際や、ファンデーションコース・IBTから学部正規課程に進学した際にも、従前の学校又は在籍課程の最終在籍年月をもって奨学金を「休止」しているため、編入学後又は進学後の手続きとして「復活」の願出が必要です。復活を願い出る際は、下記の書類を復学日から3か月以内に本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ①「【海外】異動願(届)」(復活)
- ②在籍証明書(日本語訳添付)
 - ・発行日が復学日以降のもの
 - ・卒業予定年月の記載があるもの
- ③アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

6-4. 退学、辞退（早期卒業（修了）する時等）

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを「退学」といいます。退学する場合は、退学する月の前月10日までに、下記の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ①「【海外】異動願(届)」(退学)
- ②最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)
(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのもの可)
- ③退学・辞退する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー
(大学ホームページ等より取得、日本語訳添付)



ポイント

●手続きが遅れ、最終在籍月より後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、すみやかに本機構に返金しなければなりません。退学する月の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。

(2) 辞退

卒業（修了）が当初の予定より早まったとき、在学中に奨学金を必要としなくなったときは、「辞退」の手続きが必要です。

辞退する場合は、辞退する月（早期卒業（修了）する月）の前月10日までに下記の書類を本機構へ提出してください。

【提出書類】

- ①「【海外】異動願(届)」(辞退)
- ②最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)
(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのもの可)
- ③退学・辞退する学期の授業開始・終了月、最終試験月が記載されているアカデミックカレンダー
(大学ホームページ等より取得、日本語訳添付)



ポイント

- 短期大学を貸与期間終了前に卒業（修了）し、大学に編入学する場合には、必ず短期大学での奨学金の「辞退」の手続きをしてください。大学での奨学金の貸与を受けるには、編入学奨学金継続の手続きが必要です（本資料36～38ページ参照）。
- 手続きが遅れ、最終在籍月より後に振り込まれた奨学金は、本機構の指示に従い、すみやかに本機構に返金しなければなりません。辞退する月（早期卒業（修了）する月）の前月10日までに手続きが間に合わない場合は、必ず機構へ連絡して翌月からの振込みを止めるよう依頼してください。

（3）退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」が発行されますので、内容を確認し、住所等に変更がある場合には、本機構ホームページに記載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。また、指定された期限までに振替口座（リレー口座）の加入手続きを行ってください。

（4）退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了月の7か月後の27日から返還が開始されます。退学・辞退後も引き続き海外の大学等に在学し、返還の先送りを希望する場合は、返還期限猶予の手続きをとることができます。本機構ホームページに記載している「奨学金返還期限猶予願」及び在籍校発行の「在学証明書コピー（日本語訳添付）」（入学前に申請する場合は「入学許可証コピー（日本語訳添付）」）、ビザのコピー等の必要書類を提出することにより、審査のうえ、卒業まで返還が猶予される場合があります。



ポイント

- 返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても、返還期限猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

6-5. 休学、退学、早期卒業（修了）等の後に振り込まれた奨学金の返金手続き

（1）返金の手続きについて

休学や退学、早期卒業（修了）等の異動がある場合は、原則として異動する月の前月10日までに手続きが必要ですが、やむを得ず期限を過ぎる場合は、振込みを止めるため、直ちに本機構に連絡してください。本機構が振込みを止める手続き（振込保留）をします。

休学や退学、早期卒業等の後に奨学金が振り込まれた場合は、本機構の指示に従い、すみやかに本機構へ返金しなければなりませんので、十分ご注意ください。

（2）返金方法について

返金する必要が生じた場合は、奨学金の返金用の「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を送付しますので、記載された返金額を確認のうえ、金融機関の窓口へ提出して本機構への振込手続きを行ってください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。なお、インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

返金額は、貸与額から保証料を差し引いた実際に振り込まれた額です。1円単位となりますので注意してください。

6-6. 転学部（科）する時の手続き

転学部（科）とは、在籍する学校において他の学部・学科に移ることをいいます。転学部（科）後すみやかに（3か月以内に）下記の書類を提出することにより、審査のうえ、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

【提出書類】

- ①「【海外】転学部・転学科奨学金継続願」
- ②在籍証明書（日本語訳添付）
 - ・発行日が転学部（科）した日以降のもの
 - ・卒業予定年月、転学部（科）後の学部・学科名、転学部（科）の時期（〇〇年〇月、〇〇年〇学期）、転学部（科）後の学部・学科で取得する学位（学士号、Bachelor's Degree 等）の記載があるもの
- ③アカデミックカレンダー（日本語訳添付）



ポイント

●転学部（科）により卒業予定期が延長となり、貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名、各自の実印を使用しての押印並びに「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

6-7. 編入学する時の手続き

編入学には次の2つの種類があります。

●編入学の1

従前の学校を退学後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校の途中年次に編入学する場合

●編入学の2

短期大学を卒業（修了）後、1年以内に大学の途中年次に編入学する場合

編入学の1・編入学の2ともに、従前の学校で取得した単位が、編入学後の学校で認定されること（単位移行）が手続きの必須条件です。

（1）編入学の1（同一学種の他の学校への編入学）

同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校に編入学する場合は、従前の学校の最終在籍年月をもって、奨学金を「休止」する必要があります。同一学種の学校への編入学にあたり従前の学校を退学する際は、「【海外】異動願（休止）」等の書類を、退学する月の前月10日までに本機構へ提出してください。

また、同一学種の他の学校に編入学した日から3か月以内に「【海外】異動願（復活）」及び「【海外】編入学奨学金継続願（編入学の1）」等の書類を提出する必要があります。編入学後3か月以内に願出がない場合、奨学金の継続貸与は認められず、従前の学校を退学した月で貸与が終了しますので、ご注意ください。

なお、編入学先の学校での奨学金の貸与期間は、卒業（学位取得）に必要な最短修業年限の終期までとなります。



ポイント

- 従前の学校を退学後、編入学先の学校での貸与の可否について審査が完了するまで奨学金の振込が止まります。編入学奨学金継続が承認された後に、奨学金の振込が再開されます。
- 編入学の1により卒業予定期が延長となり、貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名、各自の実印を使用しての押印並びに「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

【提出書類】

●従前の学校の退学月の前月10日までに提出する書類

- ①「【海外】異動願(届)」(休止)
- ②最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)
(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したものも可)

③アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

●編入学日から3か月以内に提出する書類

- ①「【海外】異動願(届)」(復活)
- ②「【海外】編入学奨学金継続願(編入学の1)」
- ③従前の学校の最終在籍年月が記載された学校(従前の学校)発行の証明書(日本語訳添付)
- ④在籍証明書(日本語訳添付)
 - ・編入学後の学校が発行し、発行日が編入学日以降のもの
 - ・入学年月日、卒業予定年月、取得する学位(学士号、Bachelor's Degree等)が記載されているもの
- ⑤単位移行証明書(日本語訳添付)
 - ・編入学後の学校で発行された履修証明書・成績証明書等で、従前の学校から編入後の学校への単位移行が明記されているもの(両方の学校名が明記されているもの)
 - ・上記④の「在籍証明書」に従前の学校からの編入学生である旨が記載されている場合は、「単位移行証明書」の提出は不要です。
- ⑥アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

(2) 編入学の2 (短期大学から大学への編入学)

「進学届」又は「申込書」で届け出た卒業予定年月(貸与終期)より早期に短期大学を卒業(修了)し、大学に編入学する場合は、短期大学の最終在籍年月をもって、奨学金を「辞退」する必要があります。大学への編入学にあたり、当初の予定より早期に短期大学を卒業(修了)する際は、「【海外】異動願(辞退)」等の書類を卒業(修了)する月の前月10日までに本機構へ提出してください。

「進学届」又は「申込書」で届け出た卒業予定年月(貸与終期)どおりに短期大学を卒業(修了)する場合、「辞退」の手続きは不要です。

また、大学に編入学した日から3か月以内に「編入学奨学金継続願(編入学の2)」等の書類を提出する必要があります。大学への編入学の時期について目途が立ったら本機構へ連絡し、書類を請求してください。

なお、短期大学を卒業(修了)後1年を越えて海外の大学に編入学する場合は、編入学の2の手続きは行えませんので、ご注意ください。

〔事例〕

- ・2023年5月20日短期大学卒業(修了)の場合は、2024年5月20日までに大学へ編入学。
- ・2023年9月10日に編入学した場合、2023年12月10日までに書類を提出。

短期大学で貸与した奨学金は、短期大学卒業(修了)月(貸与終期)の翌月から数えて7か月目に返還が始まります。大学への編入学を予定している場合であっても、振替用口座(リレー口座)への加入手続きは必須ですので、ご注意ください。

大学への編入学手続きの結果、新たに奨学生として採用された場合は、採用月から貸与終了月（大学の卒業年月）まで在学猶予（返還の先送り）が適用されます。返還が始まるまでに大学への編入学の手続きが完了しない場合は、奨学生として採用されるまでの間毎月返還をするか、必要に応じて返還期限猶予の手続きを行ってください。返還期限猶予の手続きについては、短期大学での奨学金の貸与終了後に機構から送付される「返還のてびき」等に従って、行ってください。

なお、短期大学での奨学金の返還が延滞状態にある場合は、延滞状態が解消されるまで大学での奨学金の貸与ができませんのでご注意ください。

【提出書類】

●短期大学を卒業予定期(貸与終期)より早期に卒業(修了)する場合に提出する書類

- ①「【海外】異動願(届)」(辞退)
- ②最終在籍年月が記載された学校発行の証明書(日本語訳添付)
(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのものも可)

- ③アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

●大学への編入学日から3か月以内に提出する書類

- ①「編入学奨学金継続願(編入学の2)」
- ②「編入学奨学金継続申請に係る重要事項確認」
- ③「第二種奨学金(海外)確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」
- ④「奨学金振込口座届」(短期大学での振込口座から変更する場合のみ提出)

※①～④の書類は、機構ホームページに掲載しております。

- ⑤短期大学の卒業(修了)証明書(日本語訳添付)

- ・短期大学の卒業(修了)年月が記載されたもの
- ・卒業(修了)証明書が発行されない場合や、発行までに時間を要する場合は、最終在籍年月が記載された学校発行の証明書でも可(在籍証明書、成績証明書、履修証明書等。マイページから取得したのものも可)。

- ⑥在籍証明書(日本語訳添付)

- ・編入学後の大学が発行し、発行日が編入学日以降のもの(マイページから取得したものは不可)
- ・入学年月日、卒業予定年月、取得する学位(学士号、Bachelor's Degree)が記載されているもの

- ⑦単位移行証明書(日本語訳添付)

- ・編入学後の大学で発行された履修証明書・成績証明書等で、短期大学から大学への単位移行が明記されているもの(両方の学校名が明記されているもの)
- ・上記⑥の「在籍証明書」に短期大学からの編入学生である旨が記載されている場合は、「単位移行証明書」の提出は不要です。

- ⑧アカデミックカレンダー(短期大学分及び編入学後の大学分)(日本語訳添付)



ポイント

- 短期大学での奨学金を短期大学の卒業(修了)後に貸与した場合は、返金する必要が生じます。大学での奨学金として貸与を受けることはできませんので、留意してください。
- 短期大学から大学に編入学した場合、新たに奨学生番号が付与され、奨学生証及び返還誓約書が交付されます。
- 大学から短期大学、大学院から大学への編入学、また、国内の大学に編入学する場合は、奨学金の貸与を継続することはできません。



6-8. 貸与終期訂正の手続き (ファンデーションコースから学部正規課程へ進学する時等)

貸与終期は、原則として採用時に提出した在籍証明書に記載された卒業予定年月までですが、下記の事由に該当する場合は、願出により貸与終期を訂正（延長又は短縮）できる場合があります。なお、自己都合による延長は一切認められませんのでご注意ください。

●貸与終期訂正に該当する事由

(ア)「進学届」又は「申込書」提出時に添付した学校発行の証明書に誤った卒業予定期が記載されたことにより、貸与終期を誤って本機構へ報告したため。

証明書の誤りにより貸与終期訂正を願い出る場合は、貸与終期の3か月前まで手続きしてください。

(イ)ファンデーションコース・IBTを修了し、学部正規課程への進学が決定したため。

ファンデーションコース・IBT在籍者は、ファンデーションコース・IBTの修了予定年月までの貸与期間で採用されていますので、ファンデーションコース・IBTを修了する月の前月10日までに、学部正規課程の卒業予定年月まで貸与終期を延長する手続きが必要です。貸与終期訂正（延長）の手続きを行わないと、ファンデーションコース・IBTの修了予定年月までで貸与が終了しますので、十分にご留意ください。

(ウ)新型コロナウイルス感染拡大の影響で予定したスケジュールで授業を履修出来なくなったため。本事由により貸与終期訂正を願い出る場合は、貸与終期の3か月前までに手続きしてください。

【提出書類】

(ア)誤って報告した貸与終期を訂正する場合

- ①「第二種奨学金（海外）貸与終期訂正願（延長）又は（短縮）」
- ②正しい卒業予定年月が記載された学校発行の在籍証明書（日本語訳添付）
 - ・貸与終期の延長を願い出る場合は、学校発行の証明書に、学校の責により卒業予定年月に変更が生じた旨が明記されていること
- ③アカデミックカレンダー（日本語訳添付）
- ④連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書（貸与終期訂正（延長）の場合）

(イ)ファンデーションコース・IBTの貸与終期を学部正規課程の卒業予定年月まで延長する場合

- ①「第二種奨学金（海外）貸与終期訂正願（延長）」
- ②「進学計画書」
- ③進学先の学校が発行した入学許可書（日本語訳添付）
 - ・ファンデーションコース・IBTを修了する月の前月10日までに入学許可書が取得できない場合は、進学予定先の学校名、学部・学科名、当該学部・学科で取得する学位（学士号、Bachelor's Degree）が記載された学校資料を提出
- ④アカデミックカレンダー（日本語訳添付）
- ⑤連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(ウ)新型コロナウイルス感染拡大の影響で貸与終期を訂正する場合

- ①「第二種奨学金（海外）貸与終期訂正願（延長）又は（短縮）」
- ②正しい卒業予定年月が記載された学校発行の在籍証明書（日本語訳添付）
- ③新型コロナウイルス感染拡大の影響でスケジュールの変更が生じた事情を説明する本人作成の事情書
- ④アカデミックカレンダー（日本語訳添付）
- ⑤連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書（貸与終期訂正（延長）の場合）



ポイント

- ファンデーションコースを修了後、学部正規課程での貸与の可否について審査が完了するまで奨学金の振込が止まります。奨学金交付の復活が承認された後に、奨学金の振込みが再開されます。

6-9. 貸与期間延長の手続き

(1) 貸与期間の延長

貸与終期の延長を申請できるのは、以下の(ア)～(工)の事由に該当する場合のみで、いずれも在籍校が発行した延長事由に関する証明書が必要となります。自己都合による延長は一切認められませんので、ご注意ください。

●貸与期間延長に該当する事由

(ア)病気療養による場合

(イ)ボランティア活動による場合

(ウ)カリキュラムによる場合

当初予定されていた授業が、学校の都合により当該期間中に実施されなかった場合等が該当。学位取得はできたが希望により学校に在籍し続ける、成績不良による卒業予定期の延長等の事由は該当しません。

(工)被災(災害に起因する特殊事情を含む)による場合

在籍校が被災に遭い授業が開講されず卒業予定期が延長された等が該当。国内の自宅が被災に遭い経済的に困難となったため自ら授業数を制限した等の事由は該当しません。

貸与期間の延長を願い出る場合は、貸与終期の3か月前までに「第二種奨学金(海外)貸与期間延長願」等の書類を本機構へ提出してください。

なお、貸与期間延長の手続きにより延長できる貸与期間は、貸与終期から1年の範囲内です。

【提出書類】

①「第二種奨学金(海外)貸与期間延長願」

②延長後の卒業予定年月が記載された学校発行の在籍証明書(日本語訳添付)

③卒業予定期延長の事由を証する学校発行の書類(日本語訳添付)

- ・在籍校がカリキュラム変更について記載した書類、病気で休学したため卒業期が延期となったことを在籍校が記載した書類等

④入学時からの成績証明書(日本語訳添付)

⑤アカデミックカレンダー(日本語訳添付)

⑥連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(2) 貸与期間延長後の休止

貸与期間延長後に休止した場合、復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は、辞退の手続きをしてください。



7. 貸与額通知書（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知書」（次ページ参照）は毎年11月中旬を目途に国内連絡者宛てに送付します。
- 「貸与額通知書」には、前年度の「貸与額通知書」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点がある場合は、本機構へ申し出てください。

毎年1回、この1年間の借用状況等について「貸与額通知書」を交付しています。

「貸与額通知書」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているのか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知書」は必ず連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）又は未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、機構が定める期限までに「奨学金継続願」を提出していただくことになります（本資料43ページ参照）。

20XX年11月12日

貸与額通知書

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知書の内容を連帯保証人・保証人・親権者（後見人）にお知らせください。

氏名 育英 花子
 奨学生番号 8XX04999999
 学籍（学生証）番号 20XXKG0000
 学校名 大学（海外）

独立行政法人
 日本学生支援機構

記

1. 現在の貸与額 640,000円
 2. 貸与の始期～貸与の終期（予定） 20XX年4月～20XX年3月
 3. 現在の貸与月額 80,000円
 4. 貸与始期から終期までの貸与額（予定） 3,840,000円
 5. 振込明細（前回までにお知らせした振込額を除いています。）

振込日	振込額	備考
20XX年 5月16日	160,000円	
20XX年 6月11日	80,000円	
20XX年 7月11日	80,000円	
20XX年 8月10日	80,000円	
20XX年 9月11日	80,000円	
20XX年 10月11日	80,000円	
20XX年 11月11日	80,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額 20XX年12月11日 80,000円

本通知書は 20XX年11月11日 振込後で作成してあります。

（注）振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知書」は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。



8. 奨学金継続願（年1回）

- 奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の提出です。
- 「奨学金継続願」提出時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます（次ページ参照）。
- 「奨学金継続願」を提出後、本機構は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります（本資料45～46ページ参照）。

8-1. 「奨学金継続願」の提出

(1) 「奨学金継続願」の提出方法

「奨学金継続願」は郵送又はインターネットにて本機構へ提出します。「奨学金継続願」や手続きに関する説明、記入例等は、11月中旬を目途に国内連絡者を通じて対象者に郵送するとともに、本機構のホームページに掲載します。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き
>海外貸与奨学金の適格認定

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/tekikakunintei.html>

(2) 「奨学金継続願」の提出期限

提出期限は翌年1月下旬を目途に本機構が定めます。定められた期限までに提出してください。

(3) 本機構への提出書類

- ①「奨学金継続願」
- ②在籍証明書（日本語訳添付）
 - ・発行日が11月1日以降のもの
- ③成績証明書及び成績評価基準（日本語訳添付）
 - ・直近1年間分の成績
- ④アカデミックカレンダー（日本語訳添付）

8-2. 奨学金の継続を希望しない場合

奨学金の継続を希望しない場合には、「奨学金継続願」を提出せず、直ちに本機構に「【海外】異動願（届）」（辞退）を提出してください。（本資料34ページ参照）

辞退後は、速やかに貸与終了後の手続き（本資料50ページ参照）を行ってください。なお、引き続き海外の大学等に在学し、返還期限猶予の手続きを希望する場合は、所定の手続きが必要です（貸与奨学生のしおり79ページ参照）。

8-3. 「奨学金継続願」を提出しない場合

本機構が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出しない場合は、「廃止」となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了後の手続き（本資料50ページ参照）を行ってください。なお、引き続き海外の大学等に在学し、返還期限猶予の手続きを希望する場合は、所定の手続きが必要です（貸与奨学生のしおり80ページ参照）。

8-4. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の提出時に直近1年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が一定額以上に多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、本機構から指導を受けることになります。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）2022年度の適格認定では、直近1年間の収支状況について、次の内容を報告してもらいました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。
 なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

大学学部・短期大学	
あなたの1年間の<収入>	あなたの1年間の<支出>
①家庭からの給付（父母等からの仕送りや家庭が支払った授業料・家賃等） ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト収入 ⑤その他（貯蓄等を取り崩した額や臨時収入等）	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（共益費等を含む） ④食費（外食費用を含む） ⑤光熱水道料通信費（携帯電話・インターネット等の通信費を含む） ⑥その他 ⑦機関保証制度の保証料

大 学 院	
あなたの1年間の<収入>	あなたの1年間の<支出>
①家庭からの給付（父母等からの仕送りや家庭が支払った授業料・家賃等） ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト収入 ⑤配偶者の定職収入（定職のある配偶者がいる場合に記入） ⑥その他（貯蓄等を取り崩した額や臨時収入等）	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（共益費等を含む） ④食費（外食費用を含む） ⑤光熱水道料通信費（携帯電話・インターネット等の通信費を含む） ⑥その他 ⑦機関保証制度の保証料



9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 本機構は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定し、学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。これを「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

あなたが提出した「奨学金継続願」の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、本機構が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定」は、次ページに記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を提出しても、翌年度も必ず継続して貸与されるとは限りません。

(2) 適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行われます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、適格認定において奨学金は原則「廃止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



- 当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、奨学金は原則「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で本機構が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として本機構が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、後記9-2.を参照してください。
- ③警告……（ア）奨学金の交付を継続します。
（イ）学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、4月以降の奨学金は振り込まれません。

9-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

(1) 停止期間満了時の本機構が定める期限までに、交付の再開を願い出る書類を提出してください。

- ① 「【海外】奨学生学修状況届」
- ② 「【海外】異動願(届)」(復活)
- ③ 卒業予定期が記載された「在籍証明書」
停止期間満了月の1日以降に発行されたもの
- ④ 直近1年間分の「成績証明書」
- ⑤ アカデミックカレンダー（日本語訳添付）

(2) 本機構が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。

※奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消することが必要です。



●奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

9-3. 適格認定で「停止」「警告」と認定された場合の「処置通知」等

「処置通知」「処置内容について」

「停止」「警告」のいずれかの処置となった場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。本機構から国内連絡者を通じて配布される「処置通知」及び「処置内容について」の内容を理解したうえで、学業に精励してください。

10.卒業（修了）後さらに進学し、奨学金を希望する場合

海外の大学等で第二種奨学金（海外）の貸与を受け、大学等を卒業（修了）後、引き続き海外の別の学種の大学等へ進学し、進学先で奨学金の貸与を希望する場合は、定められた期限までに手続き（申込み又は願出）を行い、進学先での貸与の可否について審査を受ける必要があります。

10-1. 海外の短期大学から海外の大学への進学（編入学の2）

本資料36～38ページの「編入学の2」の手続きを参照してください。

10-2. 海外の大学から海外の大学院修士課程への進学（進学前の予約申込み）

第二種奨学金（海外）の貸与を受け海外の大学を卒業後、海外の大学院修士課程へ進学し、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、海外の大学を卒業後3年以内に海外の大学院修士課程に進学する必要があります。海外の大学院修士課程に進学を予定している場合は、本機構ホームページにて申込みスケジュールを確認のうえ、本機構へ連絡し、申込書類を請求してください。

本申込みは進学前の予約申込みです。大学院修士課程進学後には申込みはできませんので注意してください（但し、進学後に在学採用で申し込むことはできます）。

本機構では、提出された書類をもとに審査を行い、奨学生採用候補者としての採否を決定します（奨学生としての採用は、大学院修士課程進学後3か月以内に「進学届」を提出し、審査を受けたうえで決定します。奨学金の振込開始は、「進学届」の審査完了後です）。

【(参考)2023年度予約申込みスケジュール】

進学予定年月	申込書類提出期限	採用候補者決定時期
2023年4月～2024年3月	2022年10月26日	2023年1月下旬

※申込期限については変更の可能性がありますので、ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※申込書類の提出期限に間に合うよう十分な余裕をもって申込書類の請求をしてください（申込書類は申込者本人による記入及び原本の提出が必要です）。

10-3. 海外の大学院修士課程から海外の大学院博士課程への進学 (進学前の予約申込み)

第二種奨学金（海外）の貸与を受け海外の大学院修士課程を修了後、海外の大学院博士課程へ進学し、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、修士課程修了後3年以内に海外の大学院博士課程に進学する必要があります。海外の大学院博士課程に進学を予定している場合は、本機構ホームページにて申込みスケジュールを確認のうえ、本機構へ連絡し、申込書類を請求してください。

本申込みは、進学前の予約申込みです。大学院博士課程進学後には申込みはできませんので注意してください（但し、進学後に在学採用で申し込むことはできます）。

本機構では、提出された書類をもとに審査を行い、奨学生採用候補者としての採否を決定します（奨学生としての採用は、大学院博士課程進学後3か月以内に「進学届」を提出し、審査を受けたうえで決定します。奨学金の振込開始は、「進学届」の審査完了後です）。

【(参考)2023年度予約申込みスケジュール】

進学予定年月	申込書類提出期限	採用候補者決定時期
2023年4月～2024年3月	2022年10月26日	2023年1月下旬

※申込期限については変更の可能性がありますので、ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※申込書類の提出期限に間に合うよう十分な余裕をもって申込書類の請求をしてください（申込書類は申込者本人による記入及び原本の提出が必要です）。

10-4. 進学前に貸与した奨学金の返還

大学卒業月又は大学院修士課程修了月（貸与終期）の翌月から数えて7か月目に返還が始まります。卒業（修了）後にさらに進学を予定している場合であっても、従前の学校で貸与した奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きは必須ですので、ご注意ください。

大学院修士課程又は大学院博士課程進学後3か月以内に「進学届」を提出して、新たに奨学生として採用された場合は、採用月から貸与終了月（大学院修士課程又は大学院博士課程の修了年月）まで在学猶予（返還の先送り）が適用されます。

返還が始まるまでに「進学届」の手続きが完了しない場合は、奨学生として採用されるまでの間毎月返還をするか、必要に応じて返還期限猶予の手続きを行ってください。返還期限猶予の手続きについては、大学又は大学院修士課程での奨学金の貸与終了後に機構から送付される「返還のてびき」等に従って、行ってください。

なお、大学又は大学院修士課程での奨学金の返還が延滞状態にある場合は、延滞状態が解消されるまで進学先での奨学金の貸与ができませんのでご注意ください。

〔事例〕

2023年5月20日大学卒業の場合は、2023年12月から返還開始です。

大学院修士課程進学が2024年1月20日の場合、「進学届」の提出期限は2024年4月20日です。

「進学届」の審査時に奨学金の返還が延滞となっている場合、「進学届」を提出しても奨学生として採用されません。

10-5. 大学院進学後に奨学金の貸与を申し込む場合

海外の大学院修士課程又は大学院博士課程進学後に奨学金の貸与を申し込む場合は、在学採用でのお申し込みが可能です。

在学採用に関する詳細は、日本学生支援機構のホームページをご確認の上、申込資格に適う場合は必要に応じて手続きを行ってください。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>海外の大学等へ進学・留学後に申し込む（在学採用）>第二種奨学金（海外）在学採用の申込方法

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_zaijaku/2shu_kaigai.html

12. 貸与終了時の手続き

- 本機構から「貸与奨学金返還確認票」と「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を送付します。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 奨学生全員が振替用口座（リレー口座）の加入手続きを行う必要があります。
- 加入手続きをした後、「口座振替（リレー口座）加入申込書」〔様式3〕の「預・貯金者控」のコピーを本機構へ提出してください。

12-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借入金額等、返還に係る情報が印字されています。連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（国内連絡者）の人物を変更する場合は、すぐに本機構に届け出てください。

12-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業（修了）後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 振替用口座への加入手続

金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を提出してください。その後、本機構が指定する期日までに「口座振替（リレー口座）加入申込書」（様式3）の「預・貯金者控」のコピーを本機構へ提出してください。



- 奨学金の振込口座と同じ口座で返還する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

ポイント

〈奨学金の種類〉

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：有利子 ・海外留学 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
[両方の保証制度] 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

〈借用金額〉

一つの奨学生番号で借用した金額(元金)の合計です。
月額の変更をした場合も反映されています。

●【第二種海外留学】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です(裏面参照)。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 6 年 3 月 1 日

借用金額 ● ¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生 本人	奨学生番号	820 - 04 - 000000	CD 0
	住所 〒162 - 0845	東京都新宿区市谷本村町10-7	
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-0000	
	Eメールアドレス ABCDEFG@XXX.NE.JP		
	フリガナ キコウ ハルカ		
氏名	機構 春風		
		平成 12 年 4 月 27 日生 性別 女	

貸与の状況

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2020年 4月～2024年 3月	48月	50000円	2400000円
年 月～年 月	月	円	円
年 月～年 月	月	円	円
年 月～年 月	月	円	円
在学	採用種別 予約		
大学(海外)			

● 返還の条件(目安) あなたが選択している割賦方法に*印が印字されていることを確認してください。

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
*1	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み)			3018568円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払い額	(利子込み)			3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：返還の方法(目安)は、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は、年3.2%)で欠計算しています。
確定した年利率で計算した内容については、貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

〈返還の条件(目安)〉

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払い額等を確認してください。また、登録されている利率の算定方法(「利率固定方式」又は「利率見直し方式」)が印字されていますので、こちらも確認してください。

〈貸与の状況〉

海外の大学等で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

〈奨学生本人〉

あなたの奨学生番号、住所(返還誓約書又は住所変更届で届け出た住民登録住所)、電話番号、氏名、生年月日、性別などです。

- ①返還誓約書又は連帯保証人・保証人等変更届で届け出た連帯保証人です。
 ②返還誓約書又は連帯保証人・保証人等変更届で届け出た保証人です。
 ③確認書又は連帯保証人・保証人等変更届で届け出た国内連絡者です。

連帯保証人	住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000 フリガナ キコウ イロウ 続柄 父 氏名 機構 一郎 ①
	勤務先 (株) 奨学建設 昭和 42 年 2 月 2 日生 電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目 0000
	電話番号 06-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば 氏名 奨学 花子 ②
	勤務先 (有) 機構商店 昭和 47 年 4 月 4 日生 電話番号 06-0000-9999
連絡先	住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000 フリガナ キコウ イロウ 続柄 父 氏名 機構 一郎 ③
	昭和 42 年 2 月 2 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- リレー口座加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。

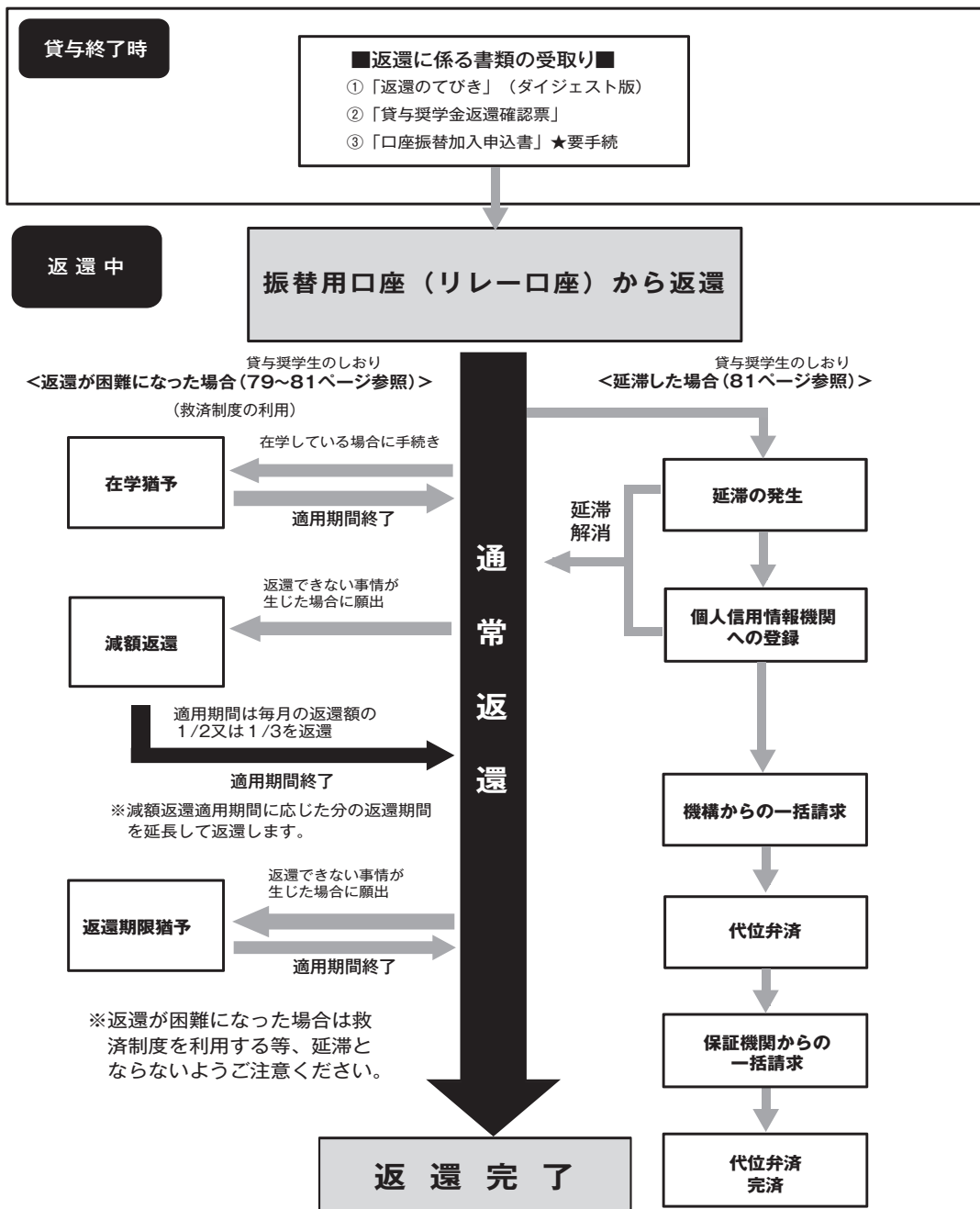


学校番号	301900
区分	00
学部学科	1902
学籍 No.	31KC9999
	2024/03/01
	006001

※本ページの「貸与奨学金返還確認票」(見本)は、「貸与奨学生のしおり」作成時点のものです。ご了承ください。

第三部 返還

図解2 <貸与終了から返還完了まで>



※減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



ポイント

- 貸与終了時には、振替用口座(リレー口座)の手続きが必要です(本資料50ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(次ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(貸与奨学生のしおり79~81ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。

説明 第二種奨学金（海外）の返還例

- ①利率0.605%は、2022年11月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ②《参考》利率3.0%は、上限である貸与利率です。
- ③返還総額には、利子を含んでいます。
- ④端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
- ⑤「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例1】短期大学（2年課程）で借りた場合

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率0.605%の場合		年利率3.0%(上限)の場合	
						返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
短期大学	20,000円	24か月	480,000円	9年	108回	494,676円	4,580円	555,329円	5,141円
	30,000円		720,000円	9年	108回	742,046円	6,870円	833,004円	7,713円
	40,000円		960,000円	10年	120回	992,355円	8,269円	1,126,462円	9,386円
	50,000円		1,200,000円	12年	144回	1,247,879円	8,665円	1,448,002円	10,055円
	60,000円		1,440,000円	13年	156回	1,501,934円	9,627円	1,761,917円	11,293円
	70,000円		1,680,000円	14年	168回	1,757,478円	10,460円	2,084,144円	12,405円
	80,000円		1,920,000円	13年	156回	2,002,603円	12,837円	2,349,227円	15,059円
	90,000円		2,160,000円	14年	168回	2,259,636円	13,450円	2,679,629円	15,950円
	100,000円		2,400,000円	15年	180回	2,518,192円	13,989円	3,018,568円	16,769円
	110,000円		2,640,000円	15年	180回	2,770,016円	15,388円	3,320,402円	18,446円
	120,000円		2,880,000円	16年	192回	3,030,818円	15,785円	3,672,102円	19,125円

【返還例2】大学学部（4年課程）で借りた場合

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率0.605%の場合		年利率3.0%(上限)の場合	
						返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
大学(学部)	20,000円	48か月	960,000円	10年	120回	992,355円	8,119円	1,126,462円	9,386円
	30,000円		440,000円	13年	156回	1,501,934円	9,627円	1,761,917円	11,293円
	40,000円		920,000円	13年	156回	2,002,603円	12,837円	2,349,227円	15,059円
	50,000円		2,400,000円	15年	180回	2,518,192円	13,989円	3,018,568円	16,769円
	60,000円		2,880,000円	16年	192回	3,030,818円	15,785円	3,672,102円	19,125円
	70,000円		3,360,000円	19年	228回	3,567,521円	15,646円	4,461,524円	19,567円
	80,000円		3,840,000円	20年	240回	4,089,247円	17,038円	5,167,586円	21,531円
	90,000円		4,320,000円	20年	240回	4,600,420円	19,168円	5,813,549円	24,222円
	100,000円		4,800,000円	20年	240回	5,111,590円	21,298円	6,459,510円	26,914円
	110,000円		5,280,000円	20年	240回	5,622,752円	23,428円	7,105,485円	29,605円
	120,000円		5,760,000円	20年	240回	6,133,932円	25,558円	7,751,445円	32,297円

【返還例3】大学院で借りた場合

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還	《参考》年利率 0.605%の場合		年利率3.0%(上限) の場合	
					回数	返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
大学院 全課程	50,000円	24か月	1,200,000円	12年	144回	1,247,879円	8,665円	1,448,002円	10,055円
	80,000円		1,920,000円	13年	156回	2,002,603円	12,837円	2,349,227円	15,059円
	100,000円		2,400,000円	15年	180回	2,518,192円	13,989円	3,018,568円	16,769円
	130,000円		3,120,000円	18年	216回	3,302,909円	15,290円	4,087,467円	18,923円
	150,000円		3,600,000円	20年	240回	3,833,664円	15,973円	4,844,592円	20,185円
	50,000円	36か月	1,800,000円	13年	156回	1,877,436円	12,035円	2,202,404円	14,117円
	80,000円		2,880,000円	16年	192回	3,030,818円	15,785円	3,672,102円	19,125円
	100,000円		3,600,000円	20年	240回	3,833,664円	15,973円	4,844,592円	20,185円
	130,000円		4,680,000円	20年	240回	4,983,798円	20,765円	6,297,973円	26,242円
	150,000円		5,400,000円	20年	240回	8,750,563円	23,960円	7,266,917円	30,279円